

2010 道本企画総務局発第 403 号  
2010年7月16日

各 地方本部執行委員長 様  
各 単組・総支部執行委員長 様

自治労北海道本部  
執行委員長 山 上 潔

### 道本部役職員の懲戒処分について

政治資金規正法違反で起訴された木村美智留財政局長の公判は、6月9日、禁錮6月、執行猶予3年の判決が下され、6月24日0時に確定しました。

このことを受けて、北海道本部内に設置された「懲戒委員会（委員9人）」では、2回の審議を経て、6月29日、以下の懲戒処分内容が示され、7月14日道本部第22回執行委員会で懲戒処分内容を承認し、その他の取扱いについて以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 懲戒処分内容

減給 1/10 6カ月（2010年7月より）とする。

##### 2. 辞職届の取扱い

本人から6月24日付けで執行委員長宛に提出されている辞職届について7月14日付けで受理する。

##### 3. 財政局長の職務

次期定期大会まで川本書記長が財政局長の職務を代行する。

##### 4. 木村財政局長の処遇

当分の間、企画総務局付研究員とする。